

○総務省
経済産業省 告示第一号

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、革新的データ産業活用に関する指針を次のように定め、同法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。

平成三十年六月五日

総務大臣 野田 聖子

経済産業大臣 世耕 弘成

革新的データ産業活用に関する指針

この指針は、生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第二十一条第一項の規定に基づき、計画実行期間（法第六条第二項第一号に掲げる計画実行期間をいう。）内における革新的データ産業活用に関する指針を定めるものである。なお、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第一 革新的データ産業活用の方法、データの安全管理の方法その他革新的データ産業活用に関する事項

一 革新的データ産業活用の方法

革新的データ産業活用の方法は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとする。

(1) 革新的データ産業活用の方法が、次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 他の法人若しくは個人が収集若しくは保有をするデータ又は自らセンサー等を利用して新たに取得するデータを、既存の内部データと合わせて連携させ、利活用すること。

② 親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）と子会社（同条第三号に規定する子会社をいう。以下この②において同じ。）との間若しくは子会社間又は同一の法人の異なる事業所間において、漏えい又は毀損をした場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるデータを、外部ネットワークを通じて連携し、利活用すること。

(2) 革新的データ産業活用の方法が、次の①から③までのいずれにも該当すること。

① ①又は②の各データを継続的及び自動的に収集し、一体的に管理すること。

② ①又は②の各データ同士を継続的に連携させ、及び分析すること。

③ ②の分析を踏まえた生産、販売その他事業活動に対して継続的に指示すること。

二 データの安全管理の方法

データの安全管理の方法は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとする。

(1) データを連携させるシステムの設計が次の①から③までのいずれにも該当すること。

① データにアクセスできる組織又は個人を必要最小限に制限する機能を整備すること。

② データ連携を行うシステム間の通信経路からデータが盗取されないような機能を整備すること。

③ データに対する外部からの不正なアクセスに対する防御に必要な機能を整備すること。

(2) 事業実施時におけるデータの適切な安全確保のための対策が次の①から④までのいずれにも該当すること。

① データを連携させるシステムに対する不正なアクセス等を検知する体制を整備すること。

② 不正なアクセス等により被害が生じた場合の対処方針を定めること。

③ データの提供を受ける法人（部門を含む。）又は個人において適切なデータの安全確保策が実施されていることを確認すること。

④ データを連携させるシステムについて、定期的に既知の脆弱性がないかを確認すること。

三 その他革新的データ産業活用に関する事項

革新的データ産業活用の実施において、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

その他関連法令及び関連ガイドライン等を遵守すること。

第二 特定革新的データ産業活用について重点的に実施すべき分野等に関する事項

「Connected Industries」の考え方の下、データの収集及び活用を通じて、異なる事業分野に属する様々な企業、人（事業活動に従事する者、消費者等をいう。）、機械、情報システム、技術等が連携することにより、国際競争力の強化及び社会的課題の解決が期待される中心的な分野として、特定革新的データ産業活用について重点的に実施すべき分野及び当該分野が目指すべき方向性を定めるとともに、特定革新的データ産業活用を行おうとする事業者が取り組むべき事項及び国の機関等が留意すべき事項を定める。

一 特定革新的データ産業活用について重点的に実施すべき分野及び当該分野が目指すべき方向性

(1) 自動走行・モビリティサービス

人工知能の導入、自動走行技術の社会実装等により、我が国におけるより安全かつ円滑な道路交通の実現や、多数の利用者が快適に利用できる移動手段の確保、移動に関わる新たなサービスの創出等を目指す。

(2) ものづくり・ロボティクス

人工知能、インターネット・オブ・シングス活用関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第三項に規定するものをいう。以下同じ。）等の導入等により、高い技術力を始めとした我が国企業及び産業の強みを生かし、製造現場における高度な生産工程の効率化、製造業等における新たな技術、商品、サービス等の付加価値の創出、それらの中小企業への展開等を指す。

(3) バイオ・素材

人工知能、インターネット・オブ・シングス活用関連技術等の導入等により、他の事業分野等との連携又はバイオ技術等の活用による新事業の創出、素材の開発能力の強化、新たな生産システムの開発、健康寿命の延伸及び炭素循環社会の実現等を目指す。

(4) プラント・インフラ保安

人工知能、インターネット・オブ・シングス活用関連技術等の導入等により、我が国におけるプラント及びインフラにおける事故等の予兆監視技術の開発等による保安力の向上、高度な保安技術、メ

ンテナンスサービス等の実現等を目指す。

(5) スマートライフ

人工知能、インターネット・オブ・シングス活用関連技術等の導入等に加え、生活等に関わるデータの利活用の促進により、省エネルギーの実現、サービス業等における生産性の向上、生活を豊かにする新たなサービスの創出等を目指す。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、国際競争力の強化及び社会的課題の解決が期待される分野として総務大臣及び経済産業大臣が特に認めるもの

人工知能、インターネット・オブ・シングス活用関連技術等の導入等により、サービス業等における生産性の向上、産業、地域、生活等に関わるデータの利活用による新たなサービスの創出等を目指す。

二 特定革新的データ産業活用を行おうとする事業者が取り組むべき事項

特定革新的データ産業活用を行おうとする事業者は、その特定革新的データ産業活用が、次の(1)から

(6)までのいずれにも該当するよう取り組むものとする。

- (1) 協調領域（事業者同士が、互いに連携及び協力を行うことにより、国際競争力の強化及び社会的課題の解決につながると考えられる事業活動の領域をいう。）におけるデータの収集及び活用を行うものであること。
- (2) 主たる事業分野における相当数の事業者が関与するものであること。
- (3) 新たな商品の開発、生産、販売等又は新たな役務の開発、提供等に資するため、相当規模のデータの収集及び活用に向けた取組が行われるものであること。
- (4) データの収集及び活用の円滑化に資するよう、データの品質及び互換性を確保するため、収集及び活用するデータについて、独立行政法人情報処理推進機構の定める基準又は規格その他国内外で重要な基準とされる基準又は規格が整備されている場合においては、それらに準拠するよう努めるものであること。
- (5) データを広く収集及び提供するという事業の特質、社会経済的影響等を考慮し、サイバーセキュリティ技術の多様化及び国際化を踏まえ、新たな知見を取り込みつつ、データの安全管理に係る対策について、不断の改善及び向上に努めるものであること。

(6) データの安全確保を前提にしつつ、データの利用者の拡大に資するため、データへのアクセスに係る利便性の向上に努めるとともに、中小企業者、個人事業者、研究者等の多様な利用者によるデータへのアクセスの確保に努めるものであること。

三 特定革新的データ産業活用について国の機関等が留意すべき事項

(1) 国の機関及び公共機関等は、官民データ活用推進基本法の趣旨を踏まえ、積極的なデータの提供に努めるとともに、データの互換性の確保その他データへのアクセスに係る利便性向上に向けた施策に取り組みものとする。また、法第二十六条第一項の規定による求めをした者に対するデータの提供に加えて、オープンデータ基本指針（平成二十九年五月三十日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）を踏まえ、当該データの公開に係る検討に努めるものとする。

(2) 国の機関及び公共機関等は、法第二章第三節に規定する革新的データ産業活用の促進に関する制度の運用に当たっては、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）その他関係法令に留意するものとする。

(3) 国は、事業者が講ずべきデータの安全管理について、サイバーセキュリティ技術の多様化及び国際化を踏まえ、必要な検討を行うとともに、サイバーセキュリティに関する人材の確保、育成等に対する支援の充実に努めるものとする。